

日本脊椎脊髄病学会倫理委員会規程

(平成30年5月25日)

(目的)

第1条

日本脊椎脊髄病学会倫理委員会(以下「委員会」という。)は、日本脊椎脊髄病学会会員(以下「会員」という。)が診療、研究を行うにあたって必要とされる倫理的問題について、これを審議した上で委員会としての見解を示し、脊椎脊髄病学の健全な発展に貢献することを目的とする

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、理事長は委員会を設置する。

(責務)

第3条 委員会は、倫理委員会としての責務を負う。

2. 委員会の責務は次のとおりとする。

- 1) 日本脊椎脊髄病学会における医学の研究及び臨床応用について医の倫理に関する事項をヘルシンキ宣言及び行政指針の趣旨に添い審議すること
- 2) 研究者等の不正行為の審査
- 3) 学会で行う調査・研究の倫理審査
- 4) 研究・医療倫理についての研修及び教育の企画
- 5) 研究・医療倫理についての国内外における情報収集及び周知
- 6) その他、倫理に関する事項

(審議事項)

第4条 委員会は、理事長から諮問のあった以下の事項について審議する。

- 1) 日本脊椎脊髄病学会倫理規範の制定及び改定
- 2) 会員からの診療、研究上の倫理的問題について審議申請のあった事項
- 3) 会員の診療、研究について倫理的及び利益相反に関する疑義が提起された事項
- 4) 日本脊椎脊髄病学会の名誉を毀損する行為のあった会員に対する懲罰に関する事項
- 5) その他理事長が必要と認めた事項

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 1) 医学・医療の専門家等自然科学の有識者
 - 2) 法学の専門家等人文・社会科学の有識者
 - 3) 一般の立場を代表する者
 - 4) 本学会の担当理事
 - 5) その他理事長が特に必要と認めた者
2. 前項に掲げる委員は、担当理事の推薦に基づき理事長が任命する。
 3. 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。
 4. 任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。
 5. 委員会には、委員長を置き、理事長が任命する。
 6. 第1項の委員は、男女両性で構成されるものとする。
 7. 理事長は必要に応じ、オブザーバーとして委員会に出席し意見を述べるができる。
 8. 委員会は、必要に応じて委員以外の専門家の参加を求め、その意見を参考にすることができる。

(運営)

第6条

委員会は委員長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初に開催される会議は、担当理事が招集する。

2. 委員長は、委員会の議長となり会務を総理する。
3. 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
4. 委員長が必要と認めるときは、委員会に関係者の出席を求めることができる。
5. 委員会は、委員の過半数が出席していなければ、開催できない。
6. 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

(審議手続き)

第7条

委員会での審議を希望する者は、申請書に必要事項を記載し、理事長に提出する。

2. 理事長は、必要に応じて申請事項を委員会に諮問し、委員会は第4条に基づき審議する。
3. 委員会は、理事長からの諮問により申請書の記載内容の適切性について審査し、担当理事は、その結果を理事長および理事会に速やかに答申するものとする。
4. 委員は、自身が責任者または研究実施者である審査事項については、当該申請の審査に関

与しないものとする。

5. 理事長は、委員会からの答申に基づき、申請書の承認または非承認について申請者に対し通知するものとする。

(委員等の守秘義務)

第8条 委員会委員、理事長及びその事務に従事する者は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も、同様である。

(審査資料の保管等)

第9条 理事長は、委員会が審査を行った研究に関する審査資料を(終了報告日から5年を経過した日までの期間)、適切に保管しなければならない。

2. 委員会が審査を行った審査資料は、本学会事務局の保管庫に保管することとする。

3. 委員会の内容は議事録として学会で保存する。

(事務)

第10条 委員会の事務は、本学事務局において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。